



<著者>Profile

弁護士 橋本 昭夫

昭和47年に現在の橋本・大川合同法律事務所を開設。以来、上場企業をはじめとする数多くの企業の顧問弁護士に就任し、労働問題や債権回収、M&A、民事再生事件など、企業を取り巻く様々な法律問題の解決に携わっている。  
札幌商工会議所中小企業相談所専門相談員

## 優越的地位の濫用

**Q** 先日、取引先から、取引先の経営悪化を理由にして、一方的に代金の減額要請がありました。

当社としては、当該減額要請に応じたくはないのですが、当社の売上の約60%を占める大口取引先なので、断ろうにも断ることができません。

この取引先の要請は、法的に問題ないのでしょうか？

**A** 「優越的地位の濫用（独占禁止法第十九条、および一般指定第十四号）」として、違法となる可能性があります。

**Q** そもそも、「優越的地位の濫用」とはなんのでしょうか？

**A** 優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に利益を提供させることをいいます。

本件の場合、①当該取引先が当社に比べて「優越的地位」にあり、②当該取引先が正常な商慣習に照らして不当に、③

濫用行為が行われたと判断されると、当該要請は違法となります。

**Q** ①優越的地位にあるかどうかは、どのように判断されるのでしょうか？

**A** ①当社の取引先に対する取引依存度や、②取引先の市場における地位（シェアなど）、③当社にとって取引先変更の可能性、④その他取引先と取引することの必要性を示す具体的事実（取引額等）などを総合考慮し、「当社にとって、取引先との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、取引先が当社にとって著しく不利益な要請などを行っても、当社が受け入れざるを得ない場合に当たるか否か」によって判断されます。

**Q** ③「濫用行為」にはどのようなものがありますか？

**A** 公正取引委員会は、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（ガイドライン）を策定しており、同ガイドラインでは、①購入・利用強制、②協賛金等の負担の要請、③従業員等の

派遣の要請、④その他経済上の利益の提供の要請、⑤受領拒否、⑥返品、⑦支払い遅延、⑧減額、⑨取引の対価の一方的決定、⑩やり直しの要請等が定められておりますが、これに限られるものではありません。

本件の場合、⑧減額に当たる可能性があります。

**Q** 「優越的地位の濫用」とされると、どのようなことになるのでしょうか？

**A** 優越的地位の濫用を発見した公正取引委員会は、当該行為をした事業者に対し、違反行為を速やかに排除するよう命じる（排除措置命令）ほか、違反行為に係る期間（最長三年）における違反行為の相手方との取引額に1%をかけた額の課徴金が課されます（ただし、課徴金算定額が百万円を下回る場合には課徴金は課されません）。

橋本・大川合同法律事務所

札幌市中央区北四条

西二十丁目 一―二八

☎ 〇一―一六三一―二三〇〇